

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
木材業者及び製材業者の登録
林業種苗法による生産事業者の登録
土地改良事業計画の適否の決定(六件)
土地改良事業の認可(三件)
都市計画法第六十六条による告示
公有水面の埋立ての免許の出願
- ◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和五十三年二月鳥取県告示第九十六号中訂正

規 則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則(昭和五十年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条」を「第四条」に改める。

第五条第一号中「九百円」を「九百五十円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号(第二条の規定により告示する。
昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先 又 は 居 住 地
泌尿器科	西 本 和 彦	米子市西町三六番地一 鳥取大学医学部附属病院
脳神経外科	山 崎 達 輔	鳥取市江津七三〇番地 鳥取県立中央病院

木 材 業 者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
八木第八八号	昭和五十三年一月二十八日	八頭郡家町家四七六ノ一	大 西 木 材 有 限 会 社
八九号	"	船岡町坂田三六六	大 西 道 正
九〇号	"	智頭町大屋三一六	下 田 春 男
九一号	"	河原町河原五六ノ一	福 安 忠 仁
九二号	"	智頭町西谷	山 本 松 男
九三号	二月 七日	佐治村中	岡 田 毅
九四号	"	智頭町福原	清 水 安 夫
九五号	"	智頭	藤 原 伝 蔵
九六号	"	中原	国 本 親 夫
九七号	"	用瀬町鷹狩八五六ノ四	中 沢 五 郎

鳥取県告示第百八十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

二百五五	長谷川陽治	八頭郡用瀬町大字 屋住二七六番地	長谷川 苗畑	八頭郡用瀬町大 字屋住
二百六	岡田 啓一	八頭郡智頭町大字 西谷四七九番地	岡田苗畑	八頭郡智頭町大 字西谷
二百七	武田 貢	八頭郡智頭町大字 芦津二四三番地	武田苗畑	八頭郡智頭町大 字芦津
二百八	武田まり子	八頭郡智頭町大字 芦津二五三番地	武田まり子 苗畑	八頭郡智頭町大 字芦津
二百九	谷口 雅啓	八頭郡智頭町大字 穂見二二六番地の	谷口苗畑	八頭郡智頭町大 字穂見

鳥取県告示第百八十五号

昭和五十三年一月十三日付けで河原町から申請のあつた土地改良(下曳田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年三月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十六号

昭和五十二年十二月二十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(高住地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年三月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十七号

昭和五十三年一月三十日付けで関金町から申請のあつた土地改良(堀地区農業用排水(シジラケ平水路))事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十八号

昭和五十三年二月十三日付けで福部村から申請のあつた土地改良(久志羅地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十九号

昭和五十三年二月十四日付けで江府町から申請のあつた土地改良(俣野地区農道(沢田農道橋)整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

昭和五十三年二月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（左近地区農地開発）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（閉野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

八東町から申請のあつた町営土地改良（東地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(母里田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

東伯郡羽合町大字宇野字西峯地内において事業地を変更する。

使用の部分

なし

鳥取県告示第百九十五号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課、鳥取県土木部港湾課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年三月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 出願人の名称及び代表者の氏名並びに住所

鳥取造船工業株式会社代表取締役社長 石黒松雄

鳥取市浜坂六〇六番地

二 埋立区域

(一) 位置

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二六五及び一三九〇番二六六地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを結ぶ高水位(T・Pプラス一・七七メートル)における公有水面と陸地

との境界線により囲まれた区域

1 鳥取港燈台(北緯三五度三二分三秒東経一三四度一分一二秒。以下「A地点」という。)から一二五度一五三分三七秒一、〇六〇メートルの地点

2 A地点から一二〇度〇六分四九秒九八メートルの地点

3 A地点から一一七度二八分二八秒一、〇八六メートルの地点

4 A地点から一二四度五四分五四秒一、二九一メートルの地点

5 A地点から一二五度四〇分四二秒一、二四八メートルの地点

6 A地点から一二五度一分〇二秒一、二二九メートルの地点

7 A地点から一二五度二分二九秒一、二二七メートルの地点

8 A地点から一二三度二五分二九秒一、一五六メートルの地点

9 A地点から一二四度〇八分一四秒一、一三五メートルの地点

10 A地点から一二三度〇一分二六秒一、一二二メートルの地点

(三) 面積

二〇、四二二・〇〇平方メートル(うち河川区域内における港湾区域一三、一六八・〇〇平方メートル)

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番二六五及び一三九〇番二六六地先の陸

域及び公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びトの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イ A地点から一三五度二三分五四秒一、一六八メートルの地点

ロ A地点から一二七度一分四〇五秒一、〇二二メートルの地点

ハ A地点から一二五度四五分一四秒一、〇五二メートルの地点

ニ A地点から一一九度三五分四八秒九七八メートルの地点

ホ A地点から一一六度三三分五四秒一、〇七九メートルの地点

ヘ A地点から一二四度〇一分〇九秒一、二九四メートルの地点

ト A地点から一二七度二分四七秒一、三六六メートルの地点

(三) 面積

七一、一八五・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

五 出願年月日

昭和五十三年二月二十五日

公 告

昭和53年2月10日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和53年3月3日

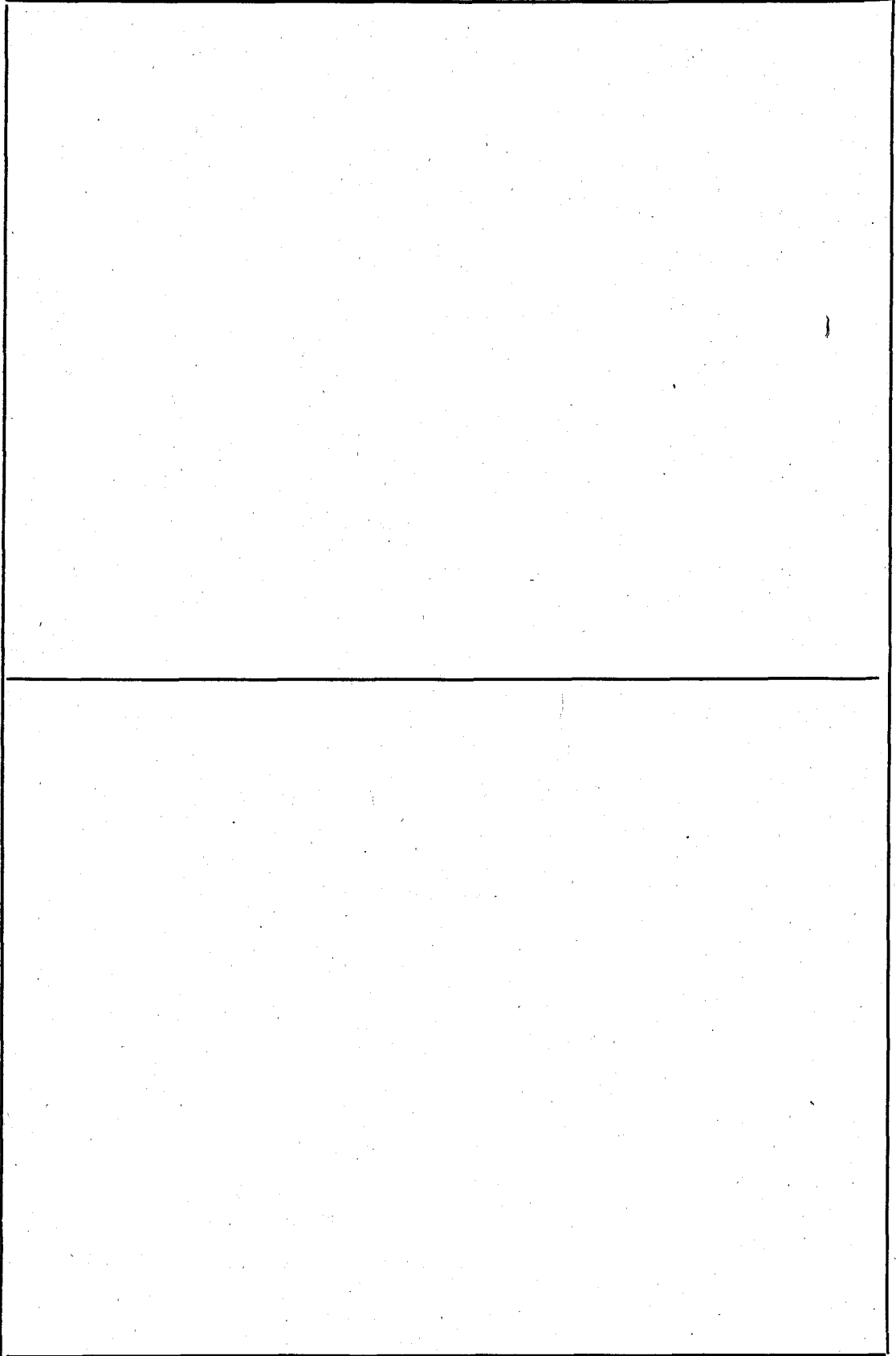
鳥取県知事職務代理者

- | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|
| 堀田 修 | 岸本 由登 | 繁田 定之 | 今里 真次 | 朝田 泰司 |
| 佐竹 政利 | 三原 宏 | | | |
| | 鳥取県総務部長 西 尾 四 次 | | | |

正 誤

昭和五十三年二月鳥取県告示第九十六号(土地改良区の役員の就退任について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 頁 段 行 誤 正
下 三 長谷川 寿 長谷川 壽



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
及び代表者名 団体名)

鳥取県知事殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

〔定価一部一箇月八百円(送料を含む)〕

